

## 令和7年度かかりつけ医機能報告 Q&amp;A（県版）

| No | 項目 | 質問・確認内容                                     | 回答   | 更新日  |
|----|----|---|--|------|
| 1  | 全般 | ログインID、パスワードが分からず。                          | ユーザー名はG-MIS事務局からのメールに記載されていますが、メールが確認できない場合は所管の保健所までお問い合わせください。パスワードをお忘れの場合はG-MISのログインページ（ <a href="https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/">https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/</a> ）の「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、パスワードの再設定をしてください。なお、医療機能情報提供制度とかかりつけ医機能報告制度のアカウントは共通です。   | 12/8 |
| 2  | 全般 | 令和7年度中に新規開設した（する）医療機関は報告対象か。                | 令和7年12月31日までに開設した医療機関は報告対象です（診療報酬に関する項目は前年度の実績がないため、2号機能に関する項目を回答する場合は算定回数を全て「0」としてください）。令和8年1月1日以降に開設する医療機関は次年度から報告対象となります。なお、報告にはG-MISアカウントが必要となりますので、発行されていない場合は先にそちらの申請をお願いします。  | 12/8 |
| 3  | 全般 | かかりつけ医のいない医療機関、美容整形外科、企業内診療所も報告対象になるのか。     | 次に掲げるもの以外の病院又は診療所は全て報告対象になります。<br>一 特定機能病院<br>二 歯科医業のみを行う病院又は診療所<br>三 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所<br>四 皇室用財産である病院又は診療所  | 12/8 |
| 4  | 全般 | 歯科診療所は報告対象か。                                | 歯科診療所は報告対象外です。G-MISの画面にも表示されません。   | 1/9  |
| 5  | 全般 | かかりつけ医の研修に申込みした覚えがないが、なぜ案内が来たのか。            | この制度は今年度から新たに始まった報告制度であり、研修の案内ではありません。前の設問にも記載しているように、一部の医療機関を除く全ての病院、診療所が報告の対象となります。  | 1/9  |
| 6  | 全般 | 現在休院している場合も報告対象になるのか。                       | 令和8年1月1日時点において休院している医療機関や報告期間中に廃院する医療機関は報告対象から除外されますが、3月頃に督促通知が届く場合がありますので、何卒ご容赦ください。  | 12/8 |
| 7  | 全般 | 医師会から案内が来ているが、12月にメールで案内が来ていない。当院は報告対象外なのか。 | 案内はG-MISに基本情報に登録されているメールアドレス宛てに送信していますが、G-MISの登録情報が古いと送信エラーとなっている場合があります（個別に郵送案内はしていません）。本報告をしていただくとともに、基本情報も更新していただきますようお願いします。   | 1/9  |
| 8  | 全般 | 歯科診療所だが、ホーム画面に「かかりつけ医機能報告制度」の枠が表示されない。      | 歯科診療所や薬局は本制度の対象外ですので、G-MISのホーム画面にも表示されません。   | 1/26 |
| 9  | 全般 | 定期報告のボタンをクリックできない。または権限がないとエラーが出る。          | 前者は医療機関アカウントの活動区分が「活動中」以外になっていることが、後者は新型コロナウイルス感染症対策としてアカウント登録がされたが、各種定期報告を行うための権限が付与されていないことがそれぞれ要因として挙げられます。いずれの場合も管轄する保健所（名古屋市の場合は千種、中村、中、南の各保健センター）までお問い合わせください。その際、「G-MISアカウントの報告権限の件」とお伝えください。   | 1/26 |
| 10 | 全般 | 定期報告のボタンをクリックしても入力画面に遷移しない。                 | G-MISログイン後のホーム画面右側にある「よくある質問」の「定期報告」ボタンを選択しても調査票入力画面に遷移出来ません。」を参照してください。それでも解決できない場合は厚生労働省G-MIS事務局（050-3355-8230）までお問い合わせください。また、タブレット端末やスマートフォンは対応していません。   | 1/26 |
| 11 | 全般 | 保険医療機関番号が分からず。                              | 「23」（愛知県）+「1」（医科）+「7桁の数字」（医療機関コード）です。医療機関コードが不明な場合は東海北陸厚生局の以下のページで検索できます。<br><a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html</a><br>保健医療機関番号を誤って入力すると他の医療機関のデータが出来ます。その場合は手動で修正するか報告を最初からやり直す必要が生じますので、ご注意ください（2号機能の項目の回答を予定している医療機関については、1号機能の報告を始める前に2号機能の入力画面で診療報酬実績の出力結果を確認することをお勧めします）。 | 12/8 |
| 12 | 全般 | 保険医療機関番号とG-MISの機関コードは同じものか。                 | G-MISの機関コードは保険医療機関番号ではありませんので、「23」（愛知県）+「1」（医科）+「7桁の数字」（医療機関コード）を入力してください。   | 1/26 |
| 13 | 全般 | 保険医療機関番号の入力をしたがエラーが出る。                      | 令和7年度中に開設者変更などにより医療機関番号が変わっている場合は、参照データがないためエラーが表示されます。旧コードを使用してください。また、非保険医療機関はデータがないため、スキップして差し支えありません。  | 1/9  |

|    |      |   |  |      |
|----|------|---|--|------|
| 14 | 全般   | 保険医療機関番号の入力画面をスキップしてしまったが、自動取り込みをするにはどうしたらよいか。                                | 入力中に自動取り込みを行うことはできませんので、一度報告を取り消す必要があります。ただし、取り消しを行うとこれまでの入力内容も削除されますので御注意ください。  | 1/9  |
| 15 | 全般   | 操作方法が分からず、県で操作研修や指導をして欲しい。  | 県で簡易マニュアルを作成していますが（詳細を御覧になりたい場合は国のマニュアルを参照してください）、G-MISのシステム操作に関しては厚生労働省G-MIS事務局（050-3355-8230）までお問い合わせください。その他、厚生労働省ホームページに操作手順動画が公開されています。<br><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html</a><br><br>G-MISの表示画面は医療機関と県（保健所）で異なるため、県や保健所では電話等で個別に操作案内を行うことができません。 | 12/8 |
| 16 | 全般   | 各機能の有無の項目が勝手に入力されて変えることができない。   | この項目は他の設問の回答内容により自動判別される項目ですので、任意で変更することはできません。  | 1/9  |
| 17 | 基本情報 | 連絡担当者の所属欄には何を記載するのか。  | 診療所の場合は医療機関名を、病院の事務担当が入力する場合は所属名（総務課、管理課など）を入力してください。  | 1/9  |
| 17 | 1号機能 | 1号機能が「有り」となるための条件は何か。   | 以下の3点です。<br>・「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表→「2：有り」を選択<br>・「一次診療の対応ができる領域」→「0：該当なし」以外を選択（複数選択可）<br>・「医療に関する患者からの相談に応じることができること」→「2：可能」を選択  | 1/26 |
| 18 | 1号機能 | 「具体的な機能」を有することあるが、具体的な機能とは何か。   | 1号機能のこの後の設問項目（研修修了者及び総合診療専門医の有無、一次診療の対応、相談対応）が該当します。   | 1/9  |
| 19 | 1号機能 | 「報告事項」の院内掲示による公表は令和8年1月1日時点で行っていないと「2：有り」と回答することはできないのか（1号機能を有する医療機関にならないのか）。 | 原則として1月1日時点の情報を入力しますが、今年度については令和8年1月1日までG-MISから院内掲示用の様式を出力できませんので、報告後に速やかに様式を出力し、院内掲示を行うのであれば、「2：有り」と回答しても差し支えありません。   | 12/8 |
| 20 | 1号機能 | 「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」とあるが、具体的にどのような研修を指すのか。修了証が発行されているなどの条件はあるのか。           | 今年度は国から定義が示されていないため、それぞれの研修が「かかりつけ医機能に関する研修」に該当するかは回答致しかねますが、「日本医師会生涯教育制度」、「日医かかりつけ医機能研修」、「日本医師会かかりつけ医機能報告制度に係る研修」、「全日本病院協会総合医育成プログラム」、「日本病院会病院総合医育成プログラム」の5つについては報告画面で選択が可能です。修了証の発行が必要か否かについては各研修やプログラムの修了要件を御確認下さい。<br><br>また、当面の間、「その他研修」を選択し、報告を行う医療機関において「かかりつけ医機能」に関連すると考える任意の研修を報告することができます。   | 12/8 |
| 21 | 1号機能 | 「日医かかりつけ医機能研修」や「日本医師会かかりつけ医機能報告制度に係る研修」の修了証はどこで発行してもらえるか。                     | 日本医師会が実施する研修に関することについては各地区医師会にお問い合わせください。なお、医師会会員情報システム（MAMIS）の操作に関することについては、日本医師会生涯教育課までお問い合わせください。   | 1/9  |
| 22 | 1号機能 | 「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」について、研修は毎年度修了しなければならないのか。                              | 毎年度修了したものである必要はなく、過去に修了した研修であっても「有り」として差し支えありません。ただし、研修の修了について有効期限等が定められている場合は、その期限内のものについて御報告をお願いします。   | 1/26 |
| 23 | 1号機能 | 「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」について、研修はいつまでに修了したものでなければならないのか。                        | 原則として1月1日時点の情報を入力しますが、今年度については報告日時点で当該研修を修了していれば、修了者を「有り」としても差し支えありません。  | 1/26 |
| 24 | 1号機能 | 「かかりつけ医機能に関する研修」はどのように申し込みればよいか。  | 県では各研修の案内や申込みの受付は行っておりませんので、研修を実施している団体にお問い合わせください。  | 1/9  |
| 25 | 1号機能 | 1号機能を有していないと診療報酬上の加算が取れなくなるものがあると聞いたが、県に何か情報はあるか。                             | 診療報酬や制度の見直しに関するについては県では回答致しかねます。   | 12/8 |
| 26 | 1号機能 | 看護師数に准看護師は含まれるのか。   | 准看護師は除いて、看護師のみを計上してください。   | 1/26 |
| 27 | 2号機能 | 1号機能が「無し」の場合は2号機能の回答はしなくてもよいとのことだが、報告が完了できない。                                 | 報告完了できない場合は、お手数ですが2号機能の「入力」を押し、未回答のまま報告してください。   | 1/26 |

|    |      |   |  |      |
|----|------|---|--|------|
| 28 | 2号機能 | 2号機能を回答していないのに自動で「機能有り」と判定されるのはなぜか。   | 1号機能が「無し」であっても、レセプトデータを取り込んだ際に算定回数が1以上あれば、システムの仕様上、無回答でも「機能有り」と自動判別されます。その場合、修正いただく（件数を空欄にする）必要はありません。   | 1/26 |
| 29 | 2号機能 | レセプト件数が想定している件数と違う。   | 数字が異なる場合は適宜修正も可能ですが、大きく乖離している場合はデータを取り込む際に自医療機関とは異なる保険医療機関番号を入力した可能性もありますので、一度報告を取り消すか、修正するかのどちらかを方法をとってください。  | 12/8 |
| 30 | 2号機能 | レセプト件数はいつの期間の件数が表示されているのか。保険医療機関番号の入力画面をスキップした場合は、どの期間の件数を入力するのか。               | 前年度（2024年4月～2025年3月）の算定回数です。   | 1/26 |
| 31 | 2号機能 | 「（4）介護サービス等と連携した医療提供」の項目にある「地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加」とは、具体的にどの会議が対象か。 | 市町村により事業内容が異なるため明示はできませんが、委員（構成員）として本会議や部会、分科会、ワーキンググループ等に出席していれば、「協議の場への参加」をしていることになるものと解されます。一方、不特定多数を対象とした研修は「協議の場」ではありませんので、そのような研修への参加のみをもって「有り」と回答することは困難と思われます。 | 12/8 |